（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　健康保険法施行規則等の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特例退職加入者	（新設）
（略）	（略）
特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）	（新設）
（略）	（略）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置）	（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置）
第十五条　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第一条	（新設）
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）	（新設）
法附則第七条第一項	（新設）
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）	（新設）
改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項	（新設）
第一条の二第一項	第一条の二第一項
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額	国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額
（略）	（略）
（略）	（略）
改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定による概算後期高齢者支援金	法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定による概算後期高齢者支援金
（略）	（略）
（略）	（略）